

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	農地中間管理機構の整備に伴う課税上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 各都道府県に整備した農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借り受け、法人経営体や大規模家族経営、リース方式で参入する企業などの担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化の意向に配慮して転貸する。</p> <p>・特例措置の内容 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速化していくため、平成26年度税制改正大綱を踏まえ、農地の保有に係る課税の強化・軽減等の方策について所要の措置を講じる。</p>		
関係条文	地方税法附則第14条		
減収見込額	[初年度] - (-)	[平年度] - (-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 優良農地の確保と有効利用の促進</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、攻めの農林水産業の展開のため、農地中間管理機構を本格稼働させ、担い手への農地集積・集約化を進めることが農業の改革の筆頭政策として位置づけられたところ。</p> <p>② また、意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略において、「今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする」</p> <p>イ 食料・農業・農村基本法第23条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。」</p> <p>ウ 平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、「意欲ある農業者への農地の集積を推進する。」</p> <p>エ 農業経営基盤強化促進法第31条において、「国及び都道府県は、前条第一項に規定するこの法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。」</p>		
本要望に対応する縮減案	特例措置の適用対象となるのは、農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた所有者のみであり、必要最小限の措置であることから、本要望に対応する縮減は想定していない。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） <<政策分野>> 優良農地の確保と有効利用の促進
	政策の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減し、法人経営体数を 5 万法人とする
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地の面積を全農地面積の 8 割にする（現状約 5 割）
	政策目標の達成状況	担い手による農地の利用面積は全農地面積の約 5 割にとどまっており、政策目標は実現していない。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	規模縮小及びりタイアする農家等が所有する農地が、機構を通じて担い手に集約される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農地の貸借に対する税制上の特例措置はない
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構にまとめた農地を貸し付ける地域や個々の出し手に対して交付する機構集積協力金（平成 26 年度予算額：253 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	今後 10 年で担い手が利用する農地の面積を全農地面積の 8 割を占める農業構造を実現するためには、予算上の措置の他に税制上の措置が必要。
	要望の措置の妥当性	担い手による農地の利用面積は全農地面積の約 5 割にとどまっており、農業の構造改革を加速化するためには本特例措置が必要であり、適用対象が農地を機構中間管理機構に貸し付けた場合に限られることから、必要最小限の措置となっている。 また、税制上の特例措置は、各年の予算額や融資枠に左右されることなく一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—